

教育目標・基本方針

江戸川区教育委員会
令和7年1月28日決定

社会経済のグローバル化、高度情報化が進展する一方で、人口減少と少子高齢化が急激に進行する時代の潮流の中、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。

教育行政においては、時代の要請に応じて学校教育施策に係るさまざまな見直しや新たな取組が進められています。

次世代を担う子ども一人一人の成長を支え、真の「生きる力」を育んでいくことは、学校、家庭をはじめ地域社会全体の重要な使命です。将来を見据えた中長期的な展望に立ち、本区の教育行政が目指すべき目標を明らかにし、その目標に向かって具体的な教育施策に取り組んでいくことが大切です。

江戸川区教育委員会では、「ともに生きるまちを目指す条例」の理念のもと、「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」及び「2030年の江戸川区（SDGs ビジョン）」、並びに江戸川区教育大綱の目指す「誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会」の実現を着実に図っていくため、「教育目標・基本方針」を掲げ、学校と行政、家庭、地域が一体となって教育行政を推進していきます。

教 育 目 標

こころ豊かに たくましく 教育の江戸川区

江戸川区教育委員会は、人権尊重の精神を基調として、未来を担う子どもたちが、「生きる力」の源である「知・徳・体」の力を身に付け、国際社会、地域社会の各界に貢献できる人間として、心身ともに健やかに成長することを願い、

- 自他を尊重し、人間性豊かで道徳心のある人
- 自ら学び実践し、共に教え合い、育ち合う、創造力と協調性豊かな人
- 将来の夢をもち、個性豊かに、持てる力を発揮して、進んで社会に貢献できる人

を育てる教育を推進します。

また、学習環境の整備・充実を図るとともに、家庭・学校・地域社会の緊密な連携のもとで、すべての区民が子どもたちの健全育成に参加することを目指します。

さらに、かけがえのない江戸川区の伝統文化の普及振興と保存に努め、次世代に確実に継承していきます。

基本方針

江戸川区教育委員会では、「教育目標」の達成に向けて、以下の「基本方針」に基づき総合的に教育施策を推進します。

【基本方針１】 共生社会の実現と人権尊重の精神の育成

すべての子どもたちに適切かつ効果的な学習成果をもたらす公正で質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進することで、誰ひとり取り残さない共生社会を実現します。

また、日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、児童の権利に関する条約、江戸川区子どもの権利条例、江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例、歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例、障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例及び多文化共生のまち推進条例の趣旨を尊重して、いかなる偏見や差別もなくすため、すべての教育活動を通して人権教育と心の教育を推進します。

【基本方針２】 学校教育の充実

学校等が家庭・地域との連携を一層深め、地域の教育力を活用した特色ある教育活動を展開し、高等学校、特別支援学校及び関係諸機関と連携し協力して、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成し、一人一人に「生きる力」を育んでいきます。

【基本方針３】 学びを支える教育環境の整備

幼児・児童・生徒に、より良い教育環境を提供し、特色ある教育活動が実践できるように、地域・外部人材の支援活動も含めた環境と体制づくりに努めます。また、幼児・児童・生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるように、学校施設の適正な保全・整備と災害時等の危機管理体制整備に努めます。

【基本方針４】 健全育成活動の推進

教育の原点は家庭にあるとの認識に立ち、家庭・学校等・地域社会・関係諸機関の緊密な連携を通して、子どもたちに社会の一員としての自覚を促し、深めさせるための活動を推進します。また、子どもたちが自他の生命を大切に、人間性豊かに、健やかに成長できるよう「心とからだの健康づくり」を推進します。

【基本方針５】 文化遺産の伝承

祖先から受け継がれてきたかけがえのない江戸川区の文化遺産や伝統行事に触れる機会を、子どもたちをはじめとして区民に積極的に提供し、後世に伝承していく土壌を育んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「SDGs」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年の国連サミットで採択された2030年までの世界共通の目標です。

貧困、教育、環境、産業など17の目標と169のターゲットから構成され、すべての人が「自分ごと」として取り組むことで、住みよい社会が実現します。

江戸川区は、誰もが安心して自分らしく暮らせるとともに生きるまちの実現に向けてSDGsに積極的に取り組んでいます。